

【障害程度等級】

障害の状況とは、精神又は身体に下記の表に該当する程度の障害であり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいいます。

		1級（重度障害）	2級（中度障害）
視覚障害		<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴力障害		両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
平衡機能障害			平衡機能に著しい障害を有するもの
そしゃく機能障害			そしゃくの機能を欠くもの
音声・言語障害			音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
肢体不自由	上肢	<ul style="list-style-type: none"> ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢の全ての指を欠くもの ・両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ・両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ・一上肢の機能に著しい障害を有するもの9一上肢の全ての指を欠くもの ・一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	下肢	<ul style="list-style-type: none"> ・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・両下肢の全ての指を欠くもの ・一下肢の機能に著しい障害を有するもの ・一下肢を足関節以上で欠くもの
	体幹	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がっていることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能とならしめる程度のもの ・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ・身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が、著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ・身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの